

## 高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の検討（第9回）

令和5年2月13日  
原子力規制庁

## 1．趣旨

本議題は、「高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要（案）」（以下「概要案」という。）の決定を付議し、当該概要案を踏まえて作成した原子炉等規制法<sup>1</sup>の一部改正案（以下「条文案」という。）<sup>2</sup>の了承を諮るものである。

## 2．経緯

令和4年度第71回原子力規制委員会において、概要案に関する科学的・技術的意見に対する考え方が了承された。また、概要案の決定に当たり、委員から意見があり、さらに委員間で議論することとされた。

また、概要案を踏まえ、条文案を作成した。

## 3．高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要

令和4年度第71回原子力規制委員会において、了承された科学的・技術的意見に対する考え方及び原子力事業者等との意見交換の結果を踏まえ、別紙1のとおり、「高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要」を決定していただきたい。

## 4．原子炉等規制法の一部改正法案等

上記3．を踏まえた条文案を別紙2-1及び2-2のとおりとすることについて原子力規制委員会の了承をいただきたい。なお、閣議決定されるまでの間に法文上の技術的修正（字句の誤りの訂正やより適切な表現への改善等）が加わる可能性がある。

なお、原子力基本法（昭和30年法律第186号）の一部改正案及び原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号）の一部改正案については、第70回原子力規制委員会臨時会議においても内容を確認いただいているが、その内容は、原子力発電の利用に係る原則の明確化、円滑かつ着実な廃炉の推進等のためのものであり、原子炉等規制法の規制や発電用原子炉設置者等の原子炉等規制法上の責任に影響を与えないことから、安全規制に影響を及ぼすものではない。

<sup>1</sup> 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）

<sup>2</sup> この法律案は「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案（仮称）」に盛り込まれる予定。

## 5. 今後の予定

閣議決定に向けた必要な手続きを進める。

2月下旬 閣議決定

= 別紙及び参考資料 =

- (別紙1) 高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要
- (別紙2-1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正(条文案)
- (別紙2-2) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正(新旧対照条文)
- (別紙2(参考)) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正(概要)
  
- (参考1) 運転期間延長認可の審査と長期停止期間中の発電用原子炉施設の経年劣化との関係に関する見解(令和2年7月29日)
- (参考2) 利用政策の観点から運転期間に関する制度改正案【政府検討中】

## 高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要

令和 年 月 日  
原子力規制委員会

原子力規制委員会は、令和2年7月29日に「発電用原子炉施設の利用をどのくらいの期間認めることとするかは、原子力の利用の在り方に関する政策判断にほかならず、原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではない」との見解を明らかにしているところである。令和4年12月16日に開催された総合資源エネルギー調査会第52回基本政策分科会において、利用政策の観点から運転期間に関する制度を改正する方針が示された。これを受け、高経年化した発電用原子炉に関する必要な安全規制を引き続き厳格に実施できるようにするため、原子炉等規制法に定める必要のある法的な枠組みは、以下のとおりである。

1. 運転開始後30年を超えて発電用原子炉を運転しようとするときは、10年を超えない期間における発電用原子炉施設の劣化を管理するための計画(長期施設管理計画(仮称))を策定し、原子力規制委員会の認可を受けなければならないものとする。
2. 1.の認可を受けた長期施設管理計画の期間を超えて発電用原子炉を運転しようとするときは、1.と同様に、10年を超えない期間における長期施設管理計画を策定し、原子力規制委員会の認可を受けなければならないものとする。これ以降も、同様とする。
3. 1.又は2.の認可を受けた長期施設管理計画をその期間中に変更しようとするときは、原子力規制委員会の認可を受けなければならないものとする。ただし、その変更が軽微なものである場合には、原子力規制委員会に届け出るものとする。
4. 長期施設管理計画を策定し、又は変更しようとするときは、その変更が軽微なものである場合を除き、発電用原子炉施設の劣化の状況に関する技術的な評価(劣化評価)を実施しなければならないものとする。
5. 長期施設管理計画には、計画の期間、劣化評価の方法及びその結果、発電用原子炉施設の劣化を管理するための措置等を記載しなければならないものとする。
6. 長期施設管理計画の認可の基準は、劣化評価が適確に実施されていること、発電用原子炉施設の劣化を管理するための措置が災害の防止上支障がないものであること及び計画の期間において生じる劣化を考慮しても技術基

準に適合することのいずれにも適合していることとする。

7. 発電用原子炉設置者は、1.又は2.の認可を受けた長期施設管理計画に従って発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を講ずるものとする。その講ずべき措置の実施状況を原子力規制委員会が行う原子力規制検査の対象とする。
8. 原子力規制委員会は、認可を受けた長期施設管理計画が6.の基準に適合しないと認めるとき又は発電用原子炉設置者が7.の定めに違反していると認めるときは、発電用原子炉設置者に対し、劣化評価の実施、長期施設管理計画の変更その他発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を命ずることができるものとする。
9. 原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者が1.若しくは2.の定めに違反して発電用原子炉を運転したとき又は8.の原子力規制委員会の命令に違反したときは、発電用原子炉の設置許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めて運転の停止を命ずることができるものとする。
10. 発電用原子炉設置者が1.若しくは2.の定めに違反して発電用原子炉を運転したとき又は8.の原子力規制委員会の命令に違反したときについての罰則を設けるほか、1.～9.を実施するための手数料に関する定めその他所要の定めを設ける。
11. 新たな制度への円滑な移行を図るため、次のような準備行為その他所要の経過措置を設ける。
  - 新制度施行までの一定の期間中、あらかじめ長期施設管理計画の申請及び認可ができるものとする
  - 新制度の施行前に認可を受けたときは、新制度が施行された日に、新制度下での認可を受けたものとみなすこと
  - 新制度の施行前に認可を受けていないときは、新制度が施行された日に、新制度下の申請とみなすこと
12. なお、運転開始後30年を超えるが運転しようとしていない発電用原子炉については、この枠組みの対象とせず、長期停止している発電用原子炉に関する既存の枠組み、すなわち保安規定に定める施設管理に関する特別な措置の中で劣化管理を行うことを求めることとする。

(了)

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律

第一条（略）

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正）

第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の三の二十第二項第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二 第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の規定に違反して発電用原子炉を運転したとき。

十三 第四十三条の三の三十二第九項の規定による命令に違反したとき。

第四十三条の三の三十二を次のように改める。

（発電用原子炉施設の劣化の管理等）

第四十三条の三の三十二 発電用原子炉設置者は、その設置した発電用原子炉について最初に第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日から起算して三十年を超えて当該発電用原子炉を運転しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該三十年を超えて運転しようとする

する期間（十年以内に限る。）における当該発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の劣化を管理するための計画（以下この条において「長期施設管理計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

2 長期施設管理計画には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、長期施設管理計画の期間、第五項の規定により実施した劣化評価（発電用原子炉施設の劣化の状況に関する技術的な評価をいう。以下この条において同じ。）の方法及びその結果、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置その他原子力規制委員会規則で定める事項を記載しなければならない。

3 第一項の認可を受けた者は、当該認可を受けた長期施設管理計画（次項又は第七項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）の期間を超えてその発電用原子炉を運転しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該期間を超えて運転しようとする期間（十年以内に限る。）における長期施設管理計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。この項の認可を受けた者が、当該認可を受けた長期施設管理計画（次項又は第七項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）の期間を超えてその発電用原子炉

を運転しようとするときも、同様とする。

4 第一項又は前項の認可を受けた者は、これらの認可を受けた長期施設管理計画の変更（原子力規制委員会規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

5 発電用原子炉設置者は、長期施設管理計画を定め、又は長期施設管理計画に記載された事項のうち発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置に係る重要な事項その他の原子力規制委員会規則で定める事項を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、劣化評価を実施しなければならない。

6 原子力規制委員会は、第一項、第三項又は第四項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、これらの認可をしてはならない。

一 劣化評価の方法が、発電用原子炉施設の劣化の状況を適確に評価するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

二 長期施設管理計画の期間における発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置が、核燃料

物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものであること。

三 発電用原子炉施設が、長期施設管理計画の期間における運転に伴い生ずる当該発電用原子炉施設の劣化の状況を踏まえ、当該期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

7 第一項又は第三項の認可を受けた者は、これらの認可を受けた長期施設管理計画について、第四項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

8 発電用原子炉設置者は、第一項又は第三項の認可を受けた長期施設管理計画（第四項又は前項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。第六十一条の二の二第一項第三号ホにおいて同じ。）に従つて、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を講じなければならない。

9 原子力規制委員会は、第六項第一号の原子力規制委員会規則で定める基準の変更があつた場合その他



の場合において発電用原子炉施設の劣化を適確に管理するため改めて劣化評価を実施させる必要があると認めるとき、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置が同項第二号に規定する基準に適合せず、若しくは適合しなくなるおそれがあると認めるとき、発電用原子炉施設が同項第三号の原子力規制委員会規則で定める基準に適合せず、若しくは適合しなくなるおそれがあると認めるとき、又は発電用原子炉設置者が前項の規定に違反していると認めるときは、発電用原子炉設置者に対し、劣化評価の実施、長期施設管理計画の変更その他発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を命ずることができる。

第六十一条の二の二第一項第三号中へをトとし、ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ 第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けた長期施設管理計画

第六十八条第二項中「第四十二条の三の三十二第二項」を「第四十二条の三の三十二第一項、第三項及び第四項」に改める。

第七十一条第五項中「又は第六十四条第三項」を「、第四十二条の三の三十二第一項、第三項若しくは第四項又は第六十四条第三項」に、「場合に」を「場合（以下この項において「処分をする場合」とい

う。)に「に」、「第一項各号」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 発電用原子炉に係る処分をする場合 経済産業大臣（試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあっては、文部科学大臣及び経済産業大臣）

二 船舶に設置する原子炉に係る処分をする場合 国土交通大臣（試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあっては、文部科学大臣及び国土交通大臣）

三 試験研究の用に供する原子炉に係る処分をする場合（前二号に該当するものを除く。） 文部科学

大臣

第七十五条第一項第三号中「第四十二条の三の三十二第四項」を「第四十二条の三の三十二第一項、第三項若しくは第四項」に改める。

第七十七条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第七十八条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号から第十三号の五までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第十三号の六中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第

十三号の八とし、同条第十三号の五の次に次の二号を加える。

十三の六 第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の規定による認可を受けなければならない場合において、これらの認可を受けずに発電用原子炉を運転したとき。

十三の七 第四十三条の三の三十二第九項の規定による命令に違反したとき。

第七十八条第十四号から第二十五号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第二十五号の二中「の規定」を「(第六十四条の三第八項において準用する場合を含む。)(の規定)」に、「者」を「とき」に改め、同条第二十六号中「者」を「とき」に、「規定する者を除く。」「を「該当する場合を除く。」「に改め、同条第二十六号の二中「した者」を「したとき。」「に改め、同条第二十七号から第二十八号までの規定中「者」を「とき。」「に改め、同条第二十九号及び第三十号中「した者」を「したとき。」「に改め、同条第三十一号及び第三十二号中「者」を「とき。」「に改める。

第七十八条の四中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第七十九条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」「に改める。

第八十条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号から第八号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第九号から第十一号までの規定中「した者」を「したとき。」に改め、同条第十二号中「者」を「とき。」に改める。

第八十一条第二号中「第十三号の四」の下に「、第十三号の六、第十三号の七」を加える。

第三条～第五条（略）

## 附則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和 年 月 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一（略）

二 第二条中核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）（第七十八条第二十五号の二の改正規定）「の規定」を「（第六十四条の三第八項において準用する場合を含む。）の規定」に改める部分に限る。 公布の日から起算して十日を経過した日

三 附則第四条から第六条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 〳、第二条の規定（第二号に掲げる改正規定を除く。次条第一項及び附則第三条において同じ。）並びに〳並びに附則第三条、第十八条〳及び第三項、〳、第二十一条並びに第二十二条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

## 第二条（略）

（原子炉等規制法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 平成二十四年既設発電用原子炉（原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第二十五条第一項に規定する既設発電用原子炉であつて附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に設置されているものをいう。次条及び附則第五条第一項において同じ。）についての第二条の規定による改正後の原子炉等規制法（以下「新原子炉等規制法」という。）第四十三条の三の三十二第一項の規定の適用については、同項中「発電用原子炉について最初に第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた」とあるのは、「発電用原子炉の設置の工事について最初に原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七

号) 附則第四十一条の規定による改正前の電気事業法(昭和三十九年法律第七十号) 第四十九条第一項の検査に合格した」とする。

第四条 第四号施行日前に平成二十四年既設発電用原子炉(その設置の工事について最初に原子力規制委員会設置法附則第四十一条の規定による改正前の電気事業法第四十九条第一項の検査に合格した日(次項において「運転開始日」という。))から起算して三十年を経過しているものに限る。)を運転している者であつて、第四号施行日において引き続き当該平成二十四年既設発電用原子炉を運転しようとするものは、第四号施行日の前日までに、新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第一項、第二項、第五項及び第六項の規定の例により、長期施設管理計画(同条第一項に規定する長期施設管理計画をいう。以下同じ。)を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。この場合において、当該認可は、第四号施行日において同条第一項の認可とみなす。

2 前項の規定により認可を受けなければならない長期施設管理計画の期間は、次の各号に掲げる平成二十四年既設発電用原子炉の区分に応じ、第四号施行日から当該各号に定める日までの期間とする。

一 次号及び第三号に掲げるもの以外のもの 運転開始日から起算して四十年を経過する日

- 二 第四号施行日において運転開始日から起算して四十年を超えて運転しようとするもの（次号に掲げるものを除く。） 運転開始日から起算して五十年を経過する日
- 三 第四号施行日において運転開始日から起算して五十年を超えて運転しようとするもの 運転開始日から起算して六十年を経過する日
- 3 第一項の認可を受けた長期施設管理計画（附則第六条第一項又は第二項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）の期間が一年以内である場合には、当該長期施設管理計画の期間を超えてその平成二十四年既設発電用原子炉を運転しようとする者は、第四号施行日前においても、新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第二項、第三項前段、第五項及び第六項の規定の例により、当該期間を超えて運転しようとする期間（十年以内に限る。）における長期施設管理計画の認可を受けることができる。この場合において、当該認可は、第四号施行日において同条第三項前段の認可とみなす。
- 4 前項の認可の申請は、第四号施行日の前日までの間に当該申請に対する処分がされなかつたときは、第四号施行日において新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第三項前段の認可の申請とみなす。
- 5 原子力規制委員会は、第一項又は第三項の認可をする場合においては、あらかじめ、経済産業大臣に通

知するものとする。

6 第一項又は第三項の認可を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

第五条 平成二十四年既設発電用原子炉（前条第一項に規定するものを除く。）について長期施設管理計画の認可を受けようとする者は、第四号施行日前においても、新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第一項、第二項、第五項及び第六項の規定の例により、原子力規制委員会の認可を受けることができる。この場合において、当該認可は、第四号施行日前において同条第一項の認可とみなす。

2 前条第四項から第六項までの規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第四項中「第四十三条の三の三十二第三項前段」とあるのは、「第四十三条の三の三十二第一項」と読み替えるものとする。

第六条 附則第四条第一項若しくは第三項又は前条第一項の認可を受けた者であつて、これらの認可を受けた長期施設管理計画の変更（原子力規制委員会規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするものは、第四号施行日前においても、新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第二項及び第四項から第六項



までの規定の例により、当該長期施設管理計画の変更の認可を受けることができる。この場合において、当該認可は、第四号施行日において同条第四項の認可とみなす。

2 附則第四条第一項若しくは第三項又は前条第一項の認可を受けた長期施設管理計画について、前項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をした者は、第四号施行日前においても、新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第七項の規定の例により、その旨を原子力規制委員会に届け出ることができる。この場合において、当該届出は、第四号施行日において同項の規定による届出とみなす。

3 附則第四条第四項から第六項までの規定は、第一項の認可について準用する。この場合において、同条第四項中「第四十三条の三の三十二第三項前段」とあるのは、「第四十三条の三の三十二第四項」と読み替えるものとする。

第七条～第十六条（略）

（罰則に関する経過措置）

第十七条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第十八条 (略)

2 (略)

3 政府は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行後五年以内に、新原子炉等規制法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 (略)

第十九条・第二十条 (略)

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律

第八十号。次条において「原子炉等規制法一部改正法」という。)の一部を次のように改正する。

第八十条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に一号を加える改正規定及び同条に二号を加える改正規定中「者」を「とき。」に改める。

(調整規定)

第二十二條 第四号施行日が原子炉等規制法一部改正法の施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。この場合において、第二条のうち原子炉等規制法第八十条の改正規定中「第十一号」とあるのは「第十二号」と、「同条第十二号」とあるのは「同条第十三号から第十五号までの規定」とする。

第二十三條 第二十六條 (略)



脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

(本則)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)(第二条関係)

(附則)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十号)(附則第二十一条関係)

改正案	現行
<p>第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制</p> <p>第二節 発電用原子炉の設置、運転等に関する規制</p> <p>第四十三条の三の五（第四十三条の三の十九）（略）</p> <p>（許可の取消し等）</p> <p>第四十三条の三の二十（略）</p> <p>2 原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十三条の三の五第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて発電用原子炉の運転の停止を命ずることができる。</p> <p>一（十一）（略）</p> <p>十二 第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の規定に違反して発電用原子炉を運転したとき。</p> <p>十三 第四十三条の三の三十二第九項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>十四（二十二）（略）</p> <p>第四十三条の三の二十一（第四十三条の三の三十一）（略）</p>	<p>第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制</p> <p>第二節 発電用原子炉の設置、運転等に関する規制</p> <p>第四十三条の三の五（第四十三条の三の十九）（略）</p> <p>（許可の取消し等）</p> <p>第四十三条の三の二十（略）</p> <p>2 原子力規制委員会は、発電用原子炉設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十三条の三の五第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて発電用原子炉の運転の停止を命ずることができる。</p> <p>一（十一）（略）</p> <p>十二 第四十三条の三の三十二第二項に規定する延長した期間を超えて発電用原子炉を運転したとき。</p> <p>十三 第四十三条の三の三十二第四項の規定に違反して同条第一項に規定する運転することができる期間を超えて発電用原子炉を運転したとき。</p> <p>十四（二十二）（略）</p> <p>第四十三条の三の二十一（第四十三条の三の三十一）（略）</p>

(発電用原子炉施設の劣化の管理等)

第四十二条の三の三十二 発電用原子炉設置者は、その設置した発電用原子炉について最初に第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日から起算して三十年を超えて当該発電用原子炉を運転しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該三十年を超えて運転しようとする期間(十年以内に限る。)における当該発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の劣化を管理するための計画(以下この条において「長期施設管理計画」という。)を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

2 長期施設管理計画には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、長期施設管理計画の期間、第五項の規定により実施した劣化評価(発電用原子炉施設の劣化の状況に関する技術的な評価をいう。以下この条において同じ。)の方法及びその結果、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置その他原子力規制委員会規則で定める事項を記載しなければならない。

3 第一項の認可を受けた者は、当該認可を受けた長期施設管理計画(次項又は第七項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)の期間を超えてその発電用原子炉を運転しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該期間を超えて運転しようとする期間(十年以内に限る。)における長期施設管理計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。この項の認可を受けた者が、当該認可を受けた長期施設管理計画(次項又は第七項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、

(運転の期間等)

第四十三条の三の三十二 発電用原子炉設置者がその設置した発電用原子炉を運転することができる期間は、当該発電用原子炉について最初に第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた日から起算して四十年とする。

2 前項の期間は、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、一回に限り延長することができる。

3 前項の規定により延長する期間は、二十年を超えない期間であつて政令で定める期間を超えることができない。

4 第二項の認可を受けようとする発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

5 原子力規制委員会は、前項の認可の申請に係る発電用原子炉が、長期間の運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況を踏まえ、その第二項の規定により延長しようとする期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができる。

その変更後のもの)の期間を超えてその発電用原子炉を運転し  
ようとするときも、同様とする。

4 第一項又は前項の認可を受けた者は、これらの認可を受けた  
長期施設管理計画の変更(原子力規制委員会規則で定める軽微  
な変更を除く。)をしようとするときは、原子力規制委員会規  
則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けな  
ければならない。

5 発電用原子炉設置者は、長期施設管理計画を定め、又は長期  
施設管理計画に記載された事項のうち発電用原子炉施設の劣化  
を管理するために必要な措置に係る重要な事項その他の原子力  
規制委員会規則で定める事項を変更しようとするときは、原子  
力規制委員会規則で定めるところにより、劣化評価を実施しな  
ければならない。

6 原子力規制委員会は、第一項、第三項又は第四項の認可の申  
請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなけれ  
ば、これらの認可をしてはならない。

一 劣化評価の方法が、発電用原子炉施設の劣化の状況を適確  
に評価するための基準として原子力規制委員会規則で定める  
基準に適合するものであること。

二 長期施設管理計画の期間における発電用原子炉施設の劣化  
を管理するために必要な措置が、核燃料物質若しくは核燃料  
物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防  
止上支障がないものであること。

三 発電用原子炉施設が、長期施設管理計画の期間における運  
転に伴い生ずる当該発電用原子炉施設の劣化の状況を踏まえ  
、当該期間において安全性を確保するための基準として原子



力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

7 | 第一項又は第三項の認可を受けた者は、これらの認可を受けた長期施設管理計画について、第四項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。

8 | 発電用原子炉設置者は、第一項又は第三項の認可を受けた長期施設管理計画（第四項又は前項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。第六十一条の二の二第一項第三号ホにおいて同じ。）に従つて、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を講じなければならない。

9 | 原子力規制委員会は、第六項第一号の原子力規制委員会規則で定める基準の変更があつた場合その他の場合において発電用原子炉施設の劣化を適確に管理するため改めて劣化評価を実施させる必要があると認めるとき、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置が同項第二号に規定する基準に適合せず、若しくは適合しなくなるおそれがあると認めるとき、発電用原子炉施設が同項第三号の原子力規制委員会規則で定める基準に適合せず、若しくは適合しなくなるおそれがあると認めるとき、又は発電用原子炉設置者が前項の規定に違反しているとき、認めるときは、発電用原子炉設置者に対し、劣化評価の実施、長期施設管理計画の変更その他発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を命ずることができる。

第四十三條の三の三十三了第四十三條の三の三十五（略）

第四十三條の三の三十三了第四十三條の三の三十五（略）

第十一章 原子力規制検査に基づく監督

第六十一条の二の二 原子力事業者等及び核原料物質を使用する者は、次に掲げる事項について、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。

一・二 (略)

三 次に掲げるものに従つて講ずべき措置の実施状況

イ・二 (略)

ホ 第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受け

た長期施設管理計画

ヘ・ト (略)

四 (略)

2 } 10 (略)

第十三章 雑則

第六十二条 } 第六十七条の二 (略)

(立入検査等)

第六十八条 (略)

2 原子力規制委員会は、前項の規定による立入検査のほか、第三条第一項、第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第十六条の二第一項及び第二項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第二十七条第一項及び第二項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の八第一項及び第四項、第四十三条の三の九第一

第十一章 原子力規制検査に基づく監督

第六十一条の二の二 原子力事業者等及び核原料物質を使用する者は、次に掲げる事項について、原子力規制委員会が行う検査を受けなければならない。

一・二 (略)

三 次に掲げるものに従つて講ずべき措置の実施状況

イ・二 (略)

(新設)

ホ・ヘ (略)

四 (略)

2 } 10 (略)

第十三章 雑則

第六十二条 } 第六十七条の二 (略)

(立入検査等)

第六十八条 (略)

2 原子力規制委員会は、前項の規定による立入検査のほか、第三条第一項、第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第十六条の二第一項及び第二項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第二十七条第一項及び第二項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の八第一項及び第四項、第四十三条の三の九第一

項及び第二項、第四十三條の三の十第一項、第四十三條の三の三十第一項及び第三項、第四十三條の三の三十一第一項、第四十三條の三の三十二第一項、第三項及び第四項、第四十三條の四第一項、第四十三條の七第一項、第四十三條の八第一項及び第二項、第四十三條の二十六の二第一項及び第三項、第四十三條の二十六の三第一項、第四十四條第一項、第四十四條の四第一項、第四十五條第一項及び第二項、第五十一條の二第一項、第五十一條の五第一項、第五十一條の七第一項及び第二項、第五十二條第一項、第五十五條第一項、第五十九條第三項並びに第六十一條の二の二第一項の規定の施行に必要な限度において、当該職員に、原子力施設の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 } 14 (略)

第六十八條の二、第七十條 (略)

(許可等についての意見等)

第七十一條 (略)

2 } 4 (略)

5 原子力規制委員会は、第三十三條、第三十六條第一項、第四十三條の三の八第六項、第四十三條の三の二十、第四十三條の三の二十三第一項、第四十三條の三の三十二第一項、第三項若しくは第四項又は第六十四條第三項の規定による処分(第三十六條第一項の規定による処分にあつては試験研究用等原子炉の

項及び第二項、第四十三條の三の十第一項、第四十三條の三の三十第一項及び第三項、第四十三條の三の三十一第一項、第四十三條の三の三十二第二項、第四十三條の四第一項、第四十三條の七第一項、第四十三條の八第一項及び第二項、第四十三條の二十六の二第一項及び第三項、第四十三條の二十六の三第一項、第四十四條第一項、第四十四條の四第一項、第四十五條第一項及び第二項、第五十一條の二第一項、第五十一條の五第一項、第五十一條の七第一項及び第二項、第五十二條第一項、第五十五條第一項、第五十九條第三項並びに第六十一條の二の二第一項の規定の施行に必要な限度において、当該職員に、原子力施設の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 } 14 (略)

第六十八條の二、第七十條 (略)

(許可等についての意見等)

第七十一條 (略)

2 } 4 (略)

5 原子力規制委員会は、第三十三條、第三十六條第一項、第四十三條の三の八第六項、第四十三條の三の二十、第四十三條の三の二十三第一項又は第六十四條第三項の規定による処分(第三十六條第一項の規定による処分にあつては試験研究用等原子炉の使用の停止の命令に限り、第四十三條の三の二十三第一項

使用の停止の命令に限り、第四十三条の三の二十三第一項の規定による処分にあつては発電用原子炉施設の使用の停止の命令に限り、第六十四条第三項の規定による処分にあつては試験研究用等原子炉施設又は発電用原子炉施設の使用の停止の命令に限る。）をする場合（以下この項において「処分をする場合」という。）においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、あらかじめ、当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 発電用原子炉に係る処分をする場合 経済産業大臣（試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては、文部科学大臣及び経済産業大臣）

二 船舶に設置する原子炉に係る処分をする場合 国土交通大臣（試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては、文部科学大臣及び国土交通大臣）

三 試験研究の用に供する原子炉に係る処分をする場合（前二号に該当するものを除く。） 文部科学大臣

6 (略)

第七十二条～第七十四条 (略)

(手数料の納付)

第七十五条 次の各号のいずれかに掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一・二 (略)

三 第十二条の六第二項若しくは第三項（第二十二条の八第三項、第四十三条の三の二第三項、第四十三条の三の三十四第三項、第四十三条の二十七第三項、第五十条の五第三項、第

の規定による処分にあつては発電用原子炉施設の使用の停止の命令に限り、第六十四条第三項の規定による処分にあつては試験研究用等原子炉施設又は発電用原子炉施設の使用の停止の命令に限る。）をする場合においては、第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、あらかじめ、当該各号に定める大臣に通知するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

6 (略)

第七十二条～第七十四条 (略)

(手数料の納付)

第七十五条 次の各号のいずれかに掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一・二 (略)

三 第十二条の六第二項若しくは第三項（第二十二条の八第三項、第四十三条の三の二第三項、第四十三条の三の三十四第三項、第四十三条の二十七第三項、第五十条の五第三項、第



第七十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条第一項の指定を受けないで製錬の事業を行つたとき。
- 二 第十条第二項、第二十条第二項、第四十三条の十六第二項、第四十六条の七第二項又は第五十一条の十四第二項の規定による事業の停止の命令に違反したとき。
- 三 第十三条第一項の許可を受けないで加工の事業を行つたとき。
- 四 第二十三条第一項の許可を受けないで試験研究用等原子炉を設置したとき。
- 四の二 第二十三条の二第一項の許可を受けないで同項の保持をしたとき。
- 五 第三十三条第二項の規定による試験研究用等原子炉の運転の停止の命令に違反したとき。
- 六 第三十九条第一項の許可を受けないで試験研究用等原子炉若しくは試験研究用等原子炉を含む一体としての施設（原子力船を含む。）を譲り受け、又は同条第二項の許可を受けないで原子力船を譲り受けたとき。
- 六の二 第四十三条の三の五第一項の許可を受けないで発電用原子炉を設置したとき。
- 六の三 第四十三条の三の二十第二項の規定による発電用原子炉の運転の停止の命令に違反したとき。
- 六の四 第四十三条の三の二十五第一項の許可を受けないで発電用原子炉又は発電用原子炉を含む一体としての施設を譲り

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条第一項の指定を受けないで製錬の事業を行つた者。
- 二 第十条第二項、第二十条第二項、第四十三条の十六第二項、第四十六条の七第二項又は第五十一条の十四第二項の規定による事業の停止の命令に違反した者。
- 三 第十三条第一項の許可を受けないで加工の事業を行つた者。
- 四 第二十三条第一項の許可を受けないで試験研究用等原子炉を設置した者。
- 四の二 第二十三条の二第一項の許可を受けないで同項の保持をした者。
- 五 第三十三条第二項の規定による試験研究用等原子炉の運転の停止の命令に違反した者。
- 六 第三十九条第一項の許可を受けないで試験研究用等原子炉若しくは試験研究用等原子炉を含む一体としての施設（原子力船を含む。）を譲り受け、又は同条第二項の許可を受けないで原子力船を譲り受けた者。
- 六の二 第四十三条の三の五第一項の許可を受けないで発電用原子炉を設置した者。
- 六の三 第四十三条の三の二十第二項の規定による発電用原子炉の運転の停止の命令に違反した者。
- 六の四 第四十三条の三の二十五第一項の許可を受けないで発電用原子炉又は発電用原子炉を含む一体としての施設を譲り

受けたとき。

六の五 第四十三条の四第一項の許可を受けないで使用済燃料の貯蔵の事業を行ったとき。

七 第四十四条第一項の指定を受けないで再処理の事業を行ったとき。

七の二 第五十一条の二第一項の許可を受けないで廃棄物埋設又は廃棄物管理の事業を行ったとき。

七の三 第五十一条の十九第一項の許可を受けないで廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設を譲り受けたとき。

八 第五十二条第一項の許可を受けないで核燃料物質を使用したとき。

九 第五十六条の規定による核燃料物質の使用の停止の命令に違反したとき。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第三条第二項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を変更したとき。

二 第十一条の二第二項、第二十一条の三第二項、第三十六条第二項、第四十三条の三の二十三第二項、第四十三条の十九第二項、第四十九条第二項、第五十一条の十七第二項、第五十六条の四第二項、第五十九条第四項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。）又は第六十条第

受けた者

六の五 第四十三条の四第一項の許可を受けないで使用済燃料の貯蔵の事業を行った者

七 第四十四条第一項の指定を受けないで再処理の事業を行った者

七の二 第五十一条の二第一項の許可を受けないで廃棄物埋設又は廃棄物管理の事業を行った者

七の三 第五十一条の十九第一項の許可を受けないで廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設を譲り受けた者

八 第五十二条第一項の許可を受けないで核燃料物質を使用した者

九 第五十六条の規定による核燃料物質の使用の停止の命令に違反した者

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第三条第二項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を変更した者

二 第十一条の二第二項、第二十一条の三第二項、第三十六条第二項、第四十三条の三の二十三第二項、第四十三条の十九第二項、第四十九条第二項、第五十一条の十七第二項、第五十六条の四第二項、第五十九条第四項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。）又は第六十条第

二項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。）の規定による命令に違反したとき。

三 第十二条第一項、第二十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の三の二十四第一項、第四十三條の二十第一項、第五十條第一項、第五十一條の十八第一項又は第五十七條第一項の規定に違反したとき。

四 第十二條第三項、第二十二條第三項、第三十七條第三項、第四十三條の三の二十四第三項、第四十三條の二十第三項、第五十條第三項、第五十一條の十八第三項又は第五十七條第三項の規定による命令に違反したとき。

四の二 第十二條の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第一項、第四十三條の三の二十七第一項、第四十三條の二十五第一項、第五十條の三第一項、第五十一條の二十第一項又は第五十七條の二第一項の規定に違反したとき。

四の三 第十二條の二第三項（第二十二條の六第二項、第四十三條の二第二項、第四十三條の三の二十七第二項、第四十三條の二十五第二項、第五十條の三第二項、第五十一條の二十三第二項及び第五十七條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

五 第十二條の三第一項、第二十二條の七第一項、第四十三條の二の二第一項、第四十三條の三の二十八第一項、第四十三條の二十六第一項、第五十條の四第一項、第五十一條の二十四第一項又は第五十七條の三第一項の規定に違反したとき。  
五の二 第十二條の六第一項の規定に違反して製錬の事業を廃止したとき。

五の三 第十二條の六第二項、第二十二條の八第二項、第四十

二項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。）の規定による命令に違反した者

三 第十二條第一項、第二十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の三の二十四第一項、第四十三條の二十第一項、第五十條第一項、第五十一條の十八第一項又は第五十七條第一項の規定に違反した者

四 第十二條第三項、第二十二條第三項、第三十七條第三項、第四十三條の三の二十四第三項、第四十三條の二十第三項、第五十條第三項、第五十一條の十八第三項又は第五十七條第三項の規定による命令に違反した者

四の二 第十二條の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第一項、第四十三條の三の二十七第一項、第四十三條の二十五第一項、第五十條の三第一項、第五十一條の二十第一項又は第五十七條の二第一項の規定に違反した者

四の三 第十二條の二第三項（第二十二條の六第二項、第四十三條の二第二項、第四十三條の三の二十七第二項、第四十三條の二十五第二項、第五十條の三第二項、第五十一條の二十三第二項及び第五十七條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

五 第十二條の三第一項、第二十二條の七第一項、第四十三條の二の二第一項、第四十三條の三の二十八第一項、第四十三條の二十六第一項、第五十條の四第一項、第五十一條の二十四第一項又は第五十七條の三第一項の規定に違反した者  
五の二 第十二條の六第一項の規定に違反して製錬の事業を廃止した者

五の三 第十二條の六第二項、第二十二條の八第二項、第四十



三条の三の二第二項、第四十三條の三の三十四第二項、第四十三條の二十七第二項、第五十條の五第二項、第五十一條の二十五第二項又は第五十七條の五第二項の規定に違反して廃止措置を講じたとき。

五の四 第十二條の六第七項（第二十二條の八第三項、第四十三條の三の二第三項、第四十三條の三の三十四第三項、第四十三條の二十七第三項、第五十條の五第三項、第五十一條の二十四の二第三項、第五十一條の二十五第三項及び第五十七條の五第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

五の五 第十二條の七第二項、第二十二條の九第二項、第四十三條の三の二第二項、第四十三條の三の三十五第二項、第四十三條の二十八第二項、第五十一條第二項、第五十一條の二十六第二項又は第五十七條の六第二項の規定に違反したとき。

五の六 第十二條の七第三項、第二十二條の九第三項、第四十三條の三の三第三項、第四十三條の三の三十五第三項、第四十三條の二十八第三項、第五十一條第三項、第五十一條の二十六第三項又は第五十七條の六第三項の規定に違反したとき。

五の七 第十二條の七第八項（第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の三の三十五第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一條第四項、第五十一條の二十六第四項及び第五十七條の六第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反したとき。

六 第十六條第一項の規定により許可を受けなければならない

三条の三の二第二項、第四十三條の三の三十四第二項、第四十三條の二十七第二項、第五十條の五第二項、第五十一條の二十五第二項又は第五十七條の五第二項の規定に違反して廃止措置を講じた者

五の四 第十二條の六第七項（第二十二條の八第三項、第四十三條の三の二第三項、第四十三條の三の三十四第三項、第四十三條の二十七第三項、第五十條の五第三項、第五十一條の二十四の二第三項、第五十一條の二十五第三項及び第五十七條の五第三項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

五の五 第十二條の七第二項、第二十二條の九第二項、第四十三條の三の二第二項、第四十三條の三の三十五第二項、第四十三條の二十八第二項、第五十一條第二項、第五十一條の二十六第二項又は第五十七條の六第二項の規定に違反した者

五の六 第十二條の七第三項、第二十二條の九第三項、第四十三條の三の三第三項、第四十三條の三の三十五第三項、第四十三條の二十八第三項、第五十一條第三項、第五十一條の二十六第三項又は第五十七條の六第三項の規定に違反した者

五の七 第十二條の七第八項（第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の三の三十五第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一條第四項、第五十一條の二十六第四項及び第五十七條の六第四項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

六 第十六條第一項の規定により許可を受けなければならない

事項について、同項の許可を受けないで第十三条第二項第二号、第三号又は第五号から第七号までに掲げる事項を変更したとき。

六の二 第十六条の三第一項、第二十八条第一項、第四十三条の三の十一第一項、第四十三条の九第一項、第四十六条第一項、第五十一条の八第一項又は第五十五条の二第一項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつたとき。

七 第十六条の三第三項の規定に違反して加工施設を使用したとき。

八 第十六条の五第一項若しくは第三項、第二十九条第一項若しくは第三項、第四十三条の三の十六第一項、第三項若しくは第四項、第四十三条の十一第一項若しくは第三項、第四十六条の二の二第一項若しくは第三項又は第五十一条の十第一項若しくは第三項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、若しくは記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

八の二 第二十一条の三第一項、第三十六条第一項、第四十三条の三の二十三第一項、第四十三条の十九第一項、第四十九条第一項、第五十一条の十七第一項、第五十六条の四第一項、第五十八条第三項、第五十九条第四項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分を除く。）又は第六十条第二項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分を除く。）の規定による命令に違反したとき。

九 第二十二条の二第一項の規定に違反したとき。

九の二 第二十二条の八第一項の規定に違反して加工の事業を

事項について、同項の許可を受けないで第十三条第二項第二号、第三号又は第五号から第七号までに掲げる事項を変更した者

六の二 第十六条の三第一項、第二十八条第一項、第四十三条の三の十一第一項、第四十三条の九第一項、第四十六条第一項、第五十一条の八第一項又は第五十五条の二第一項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者

七 第十六条の三第三項の規定に違反して加工施設を使用した者

八 第十六条の五第一項若しくは第三項、第二十九条第一項若しくは第三項、第四十三条の三の十六第一項、第三項若しくは第四項、第四十三条の十一第一項若しくは第三項、第四十六条の二の二第一項若しくは第三項又は第五十一条の十第一項若しくは第三項の規定に違反して、記録せず、虚偽の記録をし、若しくは記録を保存せず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

八の二 第二十一条の三第一項、第三十六条第一項、第四十三条の三の二十三第一項、第四十三条の十九第一項、第四十九条第一項、第五十一条の十七第一項、第五十六条の四第一項、第五十八条第三項、第五十九条第四項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分を除く。）又は第六十条第二項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分を除く。）の規定による命令に違反した者

九 第二十二条の二第一項の規定に違反した者

九の二 第二十二条の八第一項の規定に違反して加工の事業を

廃止したとき。

十 第二十六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第二十三条第二項第二号から第五号まで、第八号又は第九号に掲げる事項を変更したとき。

十一 第二十六条の二第一項の許可を受けないで同項の変更又は保持をしたとき。

十二 第二十八条第三項の規定に違反して試験研究用等原子炉施設を使用したとき。

十三 第四十条第一項の規定に違反したとき。

十三の二 第四十三条の三の二第一項の規定に違反して試験研究用等原子炉を廃止したとき。

十三の三 第四十三条の三の八第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第四十三条の三の五第二項第二号から第五号まで又は第八号から第十一号までに掲げる事項を変更したとき。

十三の四 第四十三条の三の十一第三項の規定に違反して発電用原子炉施設を使用したとき。

十三の五 第四十三条の三の二十六第一項の規定に違反したとき。

十三の六 第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の規定による認可を受けなければならない場合において、これらの認可を受けないで発電用原子炉を運転したとき。

十三の七 第四十三条の三の三十二第九項の規定による命令に違反したとき。

十三の八 第四十三条の三の三十四第一項の規定に違反して発

廃止した者

十 第二十六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第二十三条第二項第二号から第五号まで、第八号又は第九号に掲げる事項を変更した者

十一 第二十六条の二第一項の許可を受けないで同項の変更又は保持をした者

十二 第二十八条第三項の規定に違反して試験研究用等原子炉施設を使用した者

十三 第四十条第一項の規定に違反した者

十三の二 第四十三条の三の二第一項の規定に違反して試験研究用等原子炉を廃止した者

十三の三 第四十三条の三の八第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第四十三条の三の五第二項第二号から第五号まで又は第八号から第十一号までに掲げる事項を変更した者

十三の四 第四十三条の三の十一第三項の規定に違反して発電用原子炉施設を使用した者

十三の五 第四十三条の三の二十六第一項の規定に違反した者

(新設)

(新設)

十三の六 第四十三条の三の三十四第一項の規定に違反して発

電用原子炉を廃止したとき。

十四 第四十三条の七第一項の規定による許可を受けなければならぬ事項について、同項の許可を受けなくて第四十三条の四第二項第二号から第四号まで、第六号又は第七号に掲げる事項を変更したとき。

十五 第四十三条の九第三項の規定に違反して使用済燃料貯蔵施設を使用したとき。

十六 第四十三条の二十二第一項の規定に違反したとき。

十六の二 第四十三条の二十七第一項の規定に違反して使用済燃料の貯蔵の事業を廃止したとき。

十七 第四十四条の四第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項について、同項の許可を受けなくて第四十四条第二項第二号から第四号まで又は第六号から第九号までに掲げる事項を変更したとき。

十八 第四十六条第三項の規定に違反して再処理施設を使用したとき。

十九 第五十条の二第一項の規定に違反したとき。

十九の二 第五十条の五第一項の規定に違反して再処理の事業を廃止したとき。

二十 第五十一条の五第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項について、同項の許可を受けなくて第五十一条の二第三項第二号から第五号まで又は第七号に掲げる事項を変更したとき。

二十一 第五十一条の八第三項の規定に違反して特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を使用したとき。

二十二 第五十一条の二十第一項の規定に違反したとき。

電用原子炉を廃止した者

十四 第四十三条の七第一項の規定による許可を受けなければならぬ事項について、同項の許可を受けなくて第四十三条の四第二項第二号から第四号まで、第六号又は第七号に掲げる事項を変更した者

十五 第四十三条の九第三項の規定に違反して使用済燃料貯蔵施設を使用した者

十六 第四十三条の二十二第一項の規定に違反した者

十六の二 第四十三条の二十七第一項の規定に違反して使用済燃料の貯蔵の事業を廃止した者

十七 第四十四条の四第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項について、同項の許可を受けなくて第四十四条第二項第二号から第四号まで又は第六号から第九号までに掲げる事項を変更した者

十八 第四十六条第三項の規定に違反して再処理施設を使用した者

十九 第五十条の二第一項の規定に違反した者

十九の二 第五十条の五第一項の規定に違反して再処理の事業を廃止した者

二十 第五十一条の五第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項について、同項の許可を受けなくて第五十一条の二第三項第二号から第五号まで又は第七号に掲げる事項を変更した者

二十一 第五十一条の八第三項の規定に違反して特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を使用した者

二十二 第五十一条の二十第一項の規定に違反した者

二十二の二 第五十一条の二十四の二第一項の規定に違反して閉鎖措置を講じたとき。

二十二の三 第五十一条の二十五第一項の規定に違反して廃棄の事業を廃止したとき。

二十二の四 第五十一条の二十九第一項の許可を受けないで土地を掘削したとき。

二十二の五 第五十一条の三十の規定による命令に違反したとき。

二十三 第五十五条第一項の許可を受けないで第五十二条第二項第二号から第四号まで又は第六号から第十号までに掲げる事項を変更したとき。

二十四 第五十五条の二第三項の規定に違反して使用施設等を使用したとき。

二十四の二 第五十七条の五第一項の規定に違反して核燃料物質の全ての使用を廃止したとき。

二十五 第六十一条の規定に違反したとき。

二十五の二 第六十一条の二の二第三項(第六十四条の三第八項において準用する場合を含む。)(の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

二十六 第六十二条第一項の規定に違反したとき(第七十八条の五に該当する場合を除く。)(。

二十六の二 第六十二条の三(核原料物質使用者に係る部分を除く。)(の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十七 第六十四条第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

二十二の二 第五十一条の二十四の二第一項の規定に違反して閉鎖措置を講じた者

二十二の三 第五十一条の二十五第一項の規定に違反して廃棄の事業を廃止した者

二十二の四 第五十一条の二十九第一項の許可を受けないで土地を掘削した者

二十二の五 第五十一条の三十の規定による命令に違反した者

二十三 第五十五条第一項の許可を受けないで第五十二条第二項第二号から第四号まで又は第六号から第十号までに掲げる事項を変更した者

二十四 第五十五条の二第三項の規定に違反して使用施設等を使用した者

二十四の二 第五十七条の五第一項の規定に違反して核燃料物質の全ての使用を廃止した者

二十五 第六十一条の規定に違反した者

二十五の二 第六十一条の二の二第三項の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二十六 第六十二条第一項の規定に違反した者(第七十八条の五に規定する者を除く。)(。

二十六の二 第六十二条の三(核原料物質使用者に係る部分を除く。)(の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十七 第六十四条第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反した者

二十七の二 第六十四条の三第一項の規定に違反して実施計画を提出しなかつたとき。

二十七の三 第六十四条の三第四項の規定による命令に違反したとき。

二十七の四 第六十四条の三第六項の規定による命令に違反したとき。

二十八 第六十六条第二項の規定に違反したとき。

二十九 第六十七条第一項（核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三十 第六十八条第一項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三十一 第六十八条の二の規定に違反したとき。

三十二 第七十二条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第七十八条の二・第七十八条の三（略）

第七十八条の四 第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反したときは、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は

二十七の二 第六十四条の三第一項の規定に違反して実施計画を提出しなかつた者

二十七の三 第六十四条の三第四項の規定による命令に違反した者

二十七の四 第六十四条の三第六項の規定による命令に違反した者

二十八 第六十六条第二項の規定に違反した者

二十九 第六十七条第一項（核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三十 第六十八条第一項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三十一 第六十八条の二の規定に違反した者

三十二 第七十二条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第七十八条の二・第七十八条の三（略）

第七十八条の四 第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する

五十万円以下の罰金に処する。

第七十八条の五（略）

第七十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条、第二十一条、第三十四条、第四十三条の三の二十一、第四十三条の十七、第四十七条、第五十一条の十五又は第五十六条の二の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備えて置かなかつたとき。
- 二 第三十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出をしないで原子力船を港に立ち入らせ、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。
- 三 第五十一条の六の規定による確認を受けないで廃棄物埋設を行ったとき。
- 四 第五十一条の二十四の二第二項の規定による確認を受けないで閉鎖措置を講じたとき。
- 五 第五十七条の七第一項の規定による届出をしないで核原料物質を使用し、又は同条第五項の規定による命令に違反したとき。
- 六 第五十八条第二項の規定による確認を受けないで核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を廃棄したとき。
- 七 第五十九条第二項の規定による確認を受けず、又は同条第五項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をして核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を運搬したとき。

第七十八条の五（略）

第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条、第二十一条、第三十四条、第四十三条の三の二十一、第四十三条の十七、第四十七条、第五十一条の十五又は第五十六条の二の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備えて置かなかつた者
- 二 第三十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出をしないで原子力船を港に立ち入らせ、又は同条第四項の規定による命令に違反した者
- 三 第五十一条の六の規定による確認を受けないで廃棄物埋設を行った者
- 四 第五十一条の二十四の二第二項の規定による確認を受けないで閉鎖措置を講じた者
- 五 第五十七条の七第一項の規定による届出をしないで核原料物質を使用し、又は同条第五項の規定による命令に違反した者
- 六 第五十八条第二項の規定による確認を受けないで核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を廃棄した者
- 七 第五十九条第二項の規定による確認を受けず、又は同条第五項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をして核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を運搬した者

八 第五十九条第八項の規定に違反したとき。

九 第六十一条の三第一項の許可を受けずに国際規制物資を使用したとき。

十 第六十一条の六の規定による国際規制物資の使用の停止の命令に違反したとき。

十一 第六十一条の八第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十二 第六十一条の九の規定による命令に違反したとき。

十三 第六十一条の九の三第一項の規定に違反したとき。

第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条の二十八第一項の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を提出しなかつたとき。

二 第五十一条の三十一第一項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第五十一条の三十一第一項の規定による立入り、検査、収去若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第五十一条の三十三第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げたとき。

五 第五十七条の七第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項の変更について同条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第六十一条の九の三第一項の許可を受けずに国際規制物資を使用したとき。

第六十一条の六の規定による国際規制物資の使用の停止の命令に違反したとき。

八 第五十九条第八項の規定に違反した者

九 第六十一条の三第一項の許可を受けずに国際規制物資を使用した者

十 第六十一条の六の規定による国際規制物資の使用の停止の命令に違反した者

十一 第六十一条の八第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反した者

十二 第六十一条の九の規定による命令に違反した者

十三 第六十一条の九の三第一項の規定に違反した者

第八十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条の二十八第一項の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を提出しなかつた者

二 第五十一条の三十一第一項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第五十一条の三十一第一項の規定による立入り、検査、収去若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第五十一条の三十三第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者

五 第五十七条の七第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項の変更について同条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六十一条の九の三第一項の許可を受けずに国際規制物資を使用した者

第六十一条の六の規定による国際規制物資の使用の停止の命令に違反した者



二 第一項若しくは第三項、第六十一条の九の四第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは第六十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第五十九条第十一項の規定による警察官の停止命令に従わず、提示の要求を拒み、検査を拒み、若しくは妨げ、又は同項の規定による命令に従わなかつたとき。

四 第六十一条の三四項若しくは第七項の規定による届出をしないで国際規制物資を使用し、同条第五項若しくは第八項の規定による届出をしないで国際規制物資を貯蔵し、又は同条第六項若しくは第九項の規定による届出をしないで国際規制物資を廃棄したとき。

五 第六十一条の五第一項の規定による届出をしないで第六十一条の三第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更したとき。

六 第六十一条の七の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備えて置かなかつたとき。

七 第六十一条の八の二第二項の規定による立入り、検査又は試料の提出を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

八 第六十一条の八の二第五項又は第六十八条第十四項の規定に違反したとき。

九 第六十二条の三（核原料物質使用者に係る部分に限る。）の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十 第六十七条（第一項）（核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者に係る部分を除く。）（を除く。）の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十一 第六十八条第一項（核原料物質使用者、国際規制物資使

二 第一項若しくは第三項、第六十一条の九の四第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは第六十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第五十九条第十一項の規定による警察官の停止命令に従わず、提示の要求を拒み、検査を拒み、若しくは妨げ、又は同項の規定による命令に従わなかつた者

四 第六十一条の三四項若しくは第七項の規定による届出をしないで国際規制物資を使用し、同条第五項若しくは第八項の規定による届出をしないで国際規制物資を貯蔵し、又は同条第六項若しくは第九項の規定による届出をしないで国際規制物資を廃棄した者

五 第六十一条の五第一項の規定による届出をしないで第六十一条の三第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更した者

六 第六十一条の七の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備えて置かなかつた者

七 第六十一条の八の二第二項の規定による立入り、検査又は試料の提出を拒み、妨げ、又は忌避した者

八 第六十一条の八の二第五項又は第六十八条第十四項の規定に違反した者

九 第六十二条の三（核原料物質使用者に係る部分に限る。）の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十 第六十七条（第一項）（核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者に係る部分を除く。）（を除く。）の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十一 第六十八条第一項（核原料物質使用者、国際規制物資使

用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第二項から第四項まで又は第七項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

十二 第六十八条第八項の規定による立入り、検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第八十条の二 第八十条の四 (略)

第八十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第七十八条第一号、第三号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第四号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第六号、第六号の二(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第七号、第八号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第八号の二(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第十号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第十一号、第十二号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、

用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第二項から第四項まで又は第七項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十二 第六十八条第八項の規定による立入り、検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第八十条の二 第八十条の四 (略)

第八十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第七十八条第一号、第三号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第四号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第六号、第六号の二(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第七号、第八号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第八号の二(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第十号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第十一号、第十二号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、

第十三号の三、第十三号の四、第十三号の六、第十三号の七、第十四号、第十五号、第十七号、第十八号、第二十号、第二十一号、第二十五号の二（試験研究炉等設置者、使用者及び核原料物質を使用する者に係る部分を除く。）、第二十六号の二（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第二十七号の二から第二十七号の四まで、第二十八号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第二十九号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、又は第三十号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。） 一億円以下の罰金刑

三（略）

第八十二条、第八十四条（略）

第十三号の三、第十三号の四、第十四号、第十五号、第十七号、第十八号、第二十号、第二十一号、第二十五号の二（試験研究炉等設置者、使用者及び核原料物質を使用する者に係る部分を除く。）、第二十六号の二（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第二十七号の二から第二十七号の四まで、第二十八号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第二十九号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、又は第三十号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。） 一億円以下の罰金刑

三（略）

第八十二条、第八十四条（略）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十号）（附則第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第八十条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。</p> <p>十一 第六十七条の二第一項又は第二項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>第八十条に次の二号を加える。</p> <p>十四 第六十八条の二第一項の規定による立入り、撮影、測定、観測、調査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避したとき。</p> <p>十五 第六十八条の二第二項の規定による立会いを拒み、妨げ、又は忌避したとき。</p> <p>（略）</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第八十条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。</p> <p>十一 第六十七条の二第一項又は第二項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>第八十条に次の二号を加える。</p> <p>十四 第六十八条の二第一項の規定による立入り、撮影、測定、観測、調査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>十五 第六十八条の二第二項の規定による立会いを拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>（略）</p>

## 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正 (概要)

### <本則>

- 発電用原子炉設置者は、最初に使用前事業者検査の確認を受けた日から 30 年を超えて、発電用原子炉を運転しようとするときは、10 年以内の期間ごとに、あらかじめ、発電用原子炉施設の劣化を管理するための計画（長期施設管理計画）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならないものとする。  
【第 43 条の 3 の 32 第 1 項及び第 3 項】
- 長期施設管理計画には、計画の期間、発電用原子炉施設の劣化状況に関する技術的評価（劣化評価）の方法とその結果、劣化を管理するために必要な措置等を記載しなければならないものとする。  
【同条第 2 項】
- 長期施設管理計画を定め、又は長期施設管理計画に記載された事項のうち発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置に係る重要な事項等を変更しようとするときは、劣化評価を実施しなければならないものとする。  
【同条第 5 項】
- 原子力規制委員会は、長期施設管理計画の認可の申請が以下の要件のいずれにも適合していると認めるときでなければ、認可をしてはならないものとする。  
【同条第 6 項】
  - 劣化評価の方法が、発電用原子炉施設の劣化の状況を適確に評価するための基準に適合するものであること。
  - 発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置が、発電用原子炉等による災害の防止上支障がないものであること。
  - 発電用原子炉施設が、長期施設管理計画の期間における運転に伴って生ずる劣化の状況を踏まえ、安全性を確保するための基準に適合するものであること。
- 発電用原子炉設置者は、認可を受けた長期施設管理計画に従って、必要な措置を講じなければならないが、その措置の実施状況について、原子力規制検査を受けなければならないものとする。  
【第 43 条の 3 の 32 第 8 項・第 61 条の 2 の 2 第 1 項】

- 原子力規制委員会は、発電用原子炉施設が上記の認可基準に適合していない等と認めるときは、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を命ずることができるものとする。【第 43 条の 3 の 32 第 9 項】

- 認可を受けずに発電用原子炉を運転したとき、又は上記の原子力規制委員会の命令に違反したときは、原子力規制委員会は設置許可を取り消し、又は 1 年以内の運転停止を命ずることができるものとする。

【第 43 条の 3 の 20 第 2 項】

< 附則 >

- 改正後の炉規法の施行前に運転期間が 30 年を経過している発電用原子炉を引き続き運転しようとする者は、改正後の炉規法の施行日の前日までに、長期施設管理計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならないものとする。【附則第 4 条第 1 項】

- ( ) 上記のほか平成 29 年改正により追加された第 78 条第 25 号の 2 の規定について、同改正において併せて手当する必要があった所要の規定の整備を行う。

## 運転期間延長認可の審査と長期停止期間中の発電用原子炉施設の 経年劣化との関係に関する見解

令和 2 年 7 月 2 9 日  
原子力規制委員会

原子力規制委員会は、令和 2 年 7 月 2 2 日に、原子力規制庁から「経年劣化管理に係る ATENA との実務レベルの技術的意見交換会の結果について」の報告を受けた。この意見交換は、事業者側から、運転期間延長認可の審査に関し、運転停止期間における安全上重要な設備の劣化については技術的に問題ないと考えられることから、一定の期間を運転期間から除外してはどうかとの提案がなされたこと<sup>1</sup>に端を発するものである。原子力規制委員会としては、かねてから、運転期間の在り方について意見を述べる立場にない旨を表明してきたところであるが、上記の技術的意見交換会について報告を受けたことを機に、改めてその考え方を説明しておくこととする。

1. 発電用原子炉施設について、原子力規制委員会の役割は、科学的・技術的観点から、基準を定め、個々の施設がその基準に適合しているか否かを審査し、検査を通じた監視等を行うことに尽き、発電用原子炉施設を利用すること自体の正当化その他その利用の在り方に関する政策の企画立案及び実施は、いわゆる原子力利用の推進の機能に該当するものであって、原子力規制委員会が関わるべき事柄ではない。
2. 原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 3 2 は、発電用原子炉を運転することができる期間を運転開始（最初の使用前検査に合格した日）から 4 0 年とし、その期間の満了に際し原子力規制委員会の認可を受ければ一回に限りその期間を延長することができる旨定めている。
3. この制度における原子力規制委員会の役割は、原子炉等の設備について、運転開始から一定期間経過した時点で、延長する期間において原子炉等の劣化を考慮した上で技術基準規則に定める基準に適合するか否かを、科学的・技術的観点から評価することである。運転期間を 4 0 年とする定めは、このような原子力規制委員会の立場から見ると、かかる評価を行うタイミング（運転開始から一定期間経過した時点）を特定するという意味を持つものである。
4. 運転期間延長認可の審査においては、原子炉等の劣化の進展、とりわけ取替困難な機器等の劣化の進展に関する知見の収集整理が重要であり、今回の ATENA との意見交換は、発電用原子炉施設を構成する機器及び構造物のうち取替困難なものについて、経年劣化の要因となり得る事象ごとに、長期停止期間中に劣化が進展するか否か等についての知見を整理したものである。そしてその結果として、次のことが確認された。

<sup>1</sup> 第 1 回主要原子力施設設置者（被規制者）の原子力部門の責任者との意見交換会（平成 2 9（2 0 1 7）年 1 月 1 8 日）

まず、中性子照射脆化、低サイクル疲労、クラッド下層部の亀裂<sup>2</sup>、腐食（FAC<sup>3</sup>）、疲労割れ、熱や放射線によるコンクリートの強度低下、熱によるコンクリート遮蔽能力の低下といった事象については、放射線が照射される環境にならないこと、大きな温度、圧力の変動がないこと、蒸気が高速で流れるような環境にはならないことから、劣化の要因として考慮しなくてもよいと考えられる。

他方、コンクリート構造物の中性化、塩分浸透、アルカリ骨材反応、機械振動、凍結融解による強度低下、原子炉圧力容器のスタビライザ等の摩耗といった事象については、長期停止期間中もそうでない期間と同様に劣化が進展する。これらの劣化事象については、各事業者が、プラントごとに適切に保管及び点検することにより、進展を抑制することもできるが、規制当局としては、事業者の保管対策及び点検の適切性について、個別プラントごとに確認することが必要である。なお、長期停止期間中に劣化が進展して、適切な保管対策も補修もできないことになるような劣化事象は認められなかった。

このように、これらの劣化事象の長期停止期間中の進展については、発電用原子炉施設を構成する各種機器・構造物の劣化の状況が様々であること、また、各事業者による個別プラントごとの保管及び点検の適切性にも依存することから、個別の施設ごとに、機器等の種類に応じて、評価を行う必要がある。

5. 4. のとおり、機器等の種別及び劣化の要因によっては、長期停止期間中とそうでない期間において劣化の進展の程度に違いが認められるところであり、運転期間から一定の期間を除外するとの事業者の提案はこのような観点から提起されたと考えることもできる。しかしながら、原子力規制委員会の立場からは、運転期間とは、その終期が上記3. で述べた評価を行うべき時期となるということにほかならず、上記4. を踏まえると、運転期間に長期停止期間を含めるべきか否かについて、科学的・技術的に一意の結論を得ることは困難であり、劣化が進展していないとして除外できる特定の期間を定量的に決めることはできない。

他方、かかる時期をどのように定めようと、発電用原子炉施設の将来的な劣化の進展については、個別の施設ごとに、機器等の種類に応じて、科学的・技術的に評価を行うことができる。

6. このように、現行制度における運転開始から40年という期間そのものは、上記3. の評価を行う時期として唯一の選択肢というものではなく、発電用原子炉施設の運転期間についての立法政策として定められたものである。そして、発電用原子炉施設の利用をどのくらいの期間認めることとするかは、原子力の利用の在り方に関する政策判断にほかならず、原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではない。

<sup>2</sup> 原子炉圧力容器の母材（低合金鋼）に肉盛り溶接（クラッド（ステンレス））を行ったことによる母材の熱影響部に発生する再熱割れ（高温での使用時に起こる割れ）。

<sup>3</sup> Flow-accelerated corrosion 流れ加速型腐食、配管壁（鉄）の水中への溶出（腐食）が流れにより促進される現象。



- 原子力発電事業者が、その発電用原子炉を運転することができる期間（運転期間）は、最初に使用前検査に合格した日から40年とする。【第27条の29の2第1項】
- 40年を超えて発電用原子炉を運転しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けて運転期間を延長できるものとする。【同条第2項】
- 経済産業大臣は、以下の要件に適合すると認めるときに限り、認可することができるものとする。【同条第4項】
  - ① その発電用原子炉が、平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。
  - ② 炉規法に基づく発電用原子炉の設置許可の取消しや運転停止命令、P6の長期施設管理計画の認可制度において不認可の処分を受けていないこと。
  - ③ 延長しようとする運転期間にその発電用原子炉を運転することが、非化石エネルギー源の利用促進を図りつつ、電気の安定供給を確保することに資すること。
  - ④ 法令遵守の態勢を整備していることその他事業遂行態勢の見直し及び改善に継続的に取り組むことが見込まれること。

※利用政策の観点から運転期間に関する制度改正案【政府検討中】

8

## (6) 原子力発電の運転期間に関する規律の整備②【電気事業法】

- 「運転する期間は最長で60年に制限する」という枠組みは維持し、以下の停止期間については60年の運転期間のカウントから除外する。【第27条の29の2第4項】

(※) 延長しようとする運転期間が20年を超える場合、その20年を超える期間が以下の運転停止期間を合算した期間以下であること。

  - ① 安全規制等に係る法令等の制定や改正、運用の変更に対応するため、運転を停止した期間
  - ② 行政処分により運転を停止した場合には、当該行政処分の取消し・無効等により、運転を停止する必要がなかった期間
  - ③ 行政指導に従って運転を停止した期間
  - ④ 仮処分命令を受けて運転を停止した場合には、当該仮処分命令の取消し等により、運転を停止する必要がなかった期間
  - ⑤ 他の法令による処分であって取消しが確定したもの等、予見し難い事由に対応するため、運転を停止した期間
- 経済産業大臣は、原子力発電事業者が認可要件に適合しなくなったなどの場合には、認可を取り消すことができるものとする。【第27条の29の4】
- 経済産業大臣は、原子力発電事業者が認可を受けずに運転期間を超えて運転した場合には、その運転を停止することを命ずることができるものとする。【第27条の29の5】

※利用政策の観点から運転期間に関する制度改正案【政府検討中】